

石川県公報

平成31年3月13日（水曜日）

号 外

（第9号）

目 次

| | | | |
|--------------------|-----------------|-------|---|
| 告 示 | ○洪水浸水想定区域の指定の変更 | （ 同 ） | 1 |
| ○水防警報をする河川の指定の一部改正 | （河川課） | 1 | |

告 示

石川県告示第85号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川の指定（平成18年石川県告示第454号）の一部を次のように改正した。

平成31年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の安原川の項中「JR北陸本線鉄道橋」の次に「150m上流」を加え、「6,010m」を「6,160m」に改める。

石川県告示第86号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

平成31年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 石川土木総合事務所管内

| 洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称 | 変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間 |
|------------------------|-------------------------------------|
| 犀川水系安原川 | 次の図のとおり |
| 犀川水系伏見川 | 次の図のとおり |
| 犀川水系高橋川 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県石川土木総合事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

2 県央土木総合事務所管内

| 洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名称 | 変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間 |
|------------------------|-------------------------------------|
| 犀川水系安原川 | 次の図のとおり |
| 犀川水系伏見川 | 次の図のとおり |
| 犀川水系高橋川 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

